

児童手当 フローチャート

表面

甲州市から
児童手当（特例給付）
を受給している

はい

養育している子が
3人以上いる

はい

大学生相当年齢の子を
養育している

※H14.4.2～H18.4.1生まれ

はい

「**監護相当・生計費の負担についての確認書**」
の提出が必要になります。

様式はホームページにあります。
書類が同封されていない場合は、ご自身
でダウンロードをし、ご提出ください。

いいえ

裏面へ

いいえ

いいえ

今回の制度改正に伴うお手続きはございません。

高校生年代の子については、市で自動的に増額改定を
行います。原則、申請不要です。
手当額が変更になる方については、令和6年11月中に通知
をお送りいたします。

※ただし、高校生年代の子の住民票が市外にある場合、
別途「**別居監護の申立書**」の提出が必要です。

裏面

様式はホームページにあります。
書類が同封されていない場合は、ご自身
でダウンロードをし、ご提出ください。

父母の中で、所得の高い方が
公務員である

はい

甲州市でのお手続きは、
ありません。
詳細は勤務先にお問い合わせ
ください。

いいえ

他の市町村で
児童手当（特例給付）を
受給している

はい

甲州市でのお手続きは、
ありません。
※他市町村で手続きが必要になる
場合があります。

いいえ

父母の中で、所得の高い方が
甲州市に住民票がある

はい

養育している子が
3人以上いる

はい

大学生相当年齢の子を
養育している
※H14.4.2～H18.4.1生まれ

いいえ

はい

「新規認定請求書」
「監護相当・生計費の負担についての確認書」

の提出が必要になります。

※児童手当の対象年齢の子と受給者の住民票が別の場合、
併せて「別居監護申立書」の提出が必要となります。

「新規認定請求書」の提出が必要になります。

※児童手当の対象年齢の子と受給者の住民票が別の場合、
併せて「別居監護申立書」の提出が必要となります。

いいえ